

市民税・県民税(国民健康保険税) 申告の手引き

1. 市民税・県民税(国民健康保険税)の申告をしなければいけない人

令和8年1月1日現在、大仙市にお住まいの方

→2ページ以降を参考に所定事項を記入して、市・県民税申告書を提出してください。

ただし、以下に該当する方は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

・税務署へ所得税の確定申告書を提出される方

・給与所得以外に所得がない方で、勤務先で年末調整を済ませている方(医療費控除、雑損控除等の控除の追加を申告をする方を除きます)

・大仙市に住所がある方の被扶養者で所得がまったくない方

大仙市では、申告書を、前年申告時に自分で申告書を記載して提出(郵送含む)した方などにのみ送付しています。申告書等が必要な場合は、市ホームページ(右のQRコード)でダウンロードいただくか、税務課または各支所市民サービス課税務担当までご連絡ください。



2. 申告書の提出期限

申告書の提出期限は、**令和8年3月16日(月)**です。

3. 申告の受付場所及び日程

◆ 「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)をご覧ください。

◆ お住まいの地区別に申告日を指定させていただいております。

できるだけ混雑を緩和するため、お住まいの地区(町内・集落)毎に、申告日時及び申告会場を指定させていただいているので、なるべくご自分のお住まいの指定日においてください(同封の地域別申告日程表をご覧ください)。指定日にご都合の悪い方に限り、指定日以外でも申告を受付いたします。

◆ 日曜日に申告相談を行います。

今年も日曜申告を行いますが、各地域により日程が異なりますので、来場の前に必ず「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)を確認くださるようお願いいたします。

◆ 申告の受付時間は

＜午前の受付＞ 8:45～11:30(開場時間は8:30です。)

＜午後の受付＞ 13:00～15:30(日曜日のみ13:00～15:00ただし、3月15日は午前で受付終了)

となっております。なお、混雑等の理由により、午前に受付した場合でも、申告が午後になる場合がありますのでご了承願います。

※受付時間が変わりました。お間違えのないよう注意してください。